

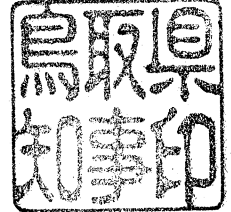
第201800080238号

平成30年7月11日

公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク

理事長 魚谷 純 様

鳥取県知事 平井 伸治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年7月11日 から 平成35年7月10日 まで

【担 当】総務部行政監察・法人指導課

行政監察・公益法人担当 端本

電 話：0857-26-7884

ファクシミリ：0857-26-8142

E - m a i l : hashimoton@pref.tottori.lg.jp